

地域防災計画の一部修正について

以下の項目についての加筆修正や、語句の訂正等を行った。

1. 危機管理監の役割（地震 2.1-6、2.1-7 他）

今年 4 月に着任した危機管理監の役割と位置付けを記載した。

配備体制の検討に際して市長に助言を行うほか、警戒本部や災害対策本部設置時には、本部長の意思決定にあたり助言を行う。また、本部設置時に本部長や副本部長が不在の場合は、これを代理する立場となる。

2. 参集体制の明確化（地震 2.1-4）

市内で震度 5 弱の地震が発生した際などに、各施設長が勤務場所に参集し、施設の被害状況などを確認する体制を明確にする。

3. 本部設置の決定者（地震 2.1-7、2.1-8 他）

警戒本部体制の本部長は副市長（危機管理担当）、災害対策本部体制の本部長は市長と異なっているが、それぞれの本部設置の決定は市長が行うこととする。

4. 災害対策本部の設置場所（地震 2.1-13 他）

今月末に、消防指令センターから防災室と防災無線の統制台等が市役所本庁舎へ移設されることから、災害対策本部の設置場所を消防指令センター 6 階から市役所本庁舎 1 1 階大会議室へ変更する。消防指令センター 6 階については、本庁舎に本部設置が困難な際の第 2 候補地とする。

5. 市の組織改編等に伴う本部の構成及び事務分掌の一部変更 （地震 2.1-18～20）

新設された子ども政策課を第 3 供給班の班長として追加

包括支援課を各包括支援センターと同じ第 2 要援護者支援班へ移動

災害対策本部要員に市場長を追加

第 1 生活再建班の事務分掌に「要援護者台帳及び名簿のシステムに関すること」を追加

6. 新規の災害時応援協定締結を記載（資料編）

イオンタウン・マックスバリュ新船橋店との物資供給協定

船橋アリーナの避難所利用協定

勤労市民センターの避難所利用協定

フローラ西船の帰宅困難者支援施設協定